

2008くらしのサポーター通信No.31

2008.12発行

ハイライト:

□今月のテーマ:平成20年の消費者トラブル

□お知らせ:くらしのサポーター研修会

□交流コーナー:コラム 5円玉は1匁~1円玉は1グラム~

平成20年の消費者トラブル

平成20年には消費者情報センターへ様々な相談が寄せられましたが、その中でも特徴的だったものをご紹介します。

1 還付金詐欺

振り込み詐欺についての相談は以前からありましたが、中でも平成20年に相談が多かったのが「還付金詐欺」に関する相談です。

還付金詐欺とは、県や市町村などの公的機関の職員を名乗った犯人が「医療費の還付がある。」「税金の払い戻しがある。」などと、払い過ぎたお金が還付されるかのように偽り、被害者をATM（現金自動預払機）に誘導し、犯人の口座への振込みを行わせる詐欺です。

犯人は被害者近くのATMを調べた上で、人目の少ないATMを指定することが多いようです。

相談事例

- ・ 社会保険事務局の職員を名乗る者から電話があり、医療費の還付金があるのでATMへ行って手続きするように指示されたが、信用していいのか。
- ・ 市役所の職員を名乗る者から電話があり、「医療費の還付手続の書類を送ったが手続ができていない。手続上必要なので携帯電話の番号を教えてください」とのこと。不審だ。

アドバイス

県や市町村などの公的機関が医療費等の還付金受け取りのためにATMの操作を求めることはありませんし、ATMを操作してお金が振り込まれることは絶対にありません。このような不審な電話がかかってきても行政機関の担当部署に確認するなど、十分に注意するようにしましょう。

万一来て、被害額を少なくするために、ATMでの振込利用限度額を引き下げておくのもいいでしょう。

還付金詐欺をはじめ、振り込み詐欺の手口は、次々に新しくなっています。心配な時は、最寄りの警察署や消費者情報センターにご相談ください。

2 多重債務問題

平成20年に相談が多かったものに、多重債務に関する相談があります。多重債務とは、「借金を返さなければいけない」という責任感から、借金のために借金を繰り返し、利息の支払いがかさみ、雪だるま式に借金が増え、支払い困難となった状態をいいます。

また、この多重債務問題は一人で悩んでいるだけでは、ますます状態が悪化していき、家庭不

和、離婚、依存症、虐待、非行、自殺などの社会問題に発展することもあります。

相談事例

- ・複数の消費者金融会社から借金をしているが、退職して収入が減り支払い困難。相談先を教えてください。
- ・サラ金や信販のキャッシングで借金がある。今まで返済をしてきたが、どうも利息を払い過ぎていく気がする。相談先を教えてください。

アドバイス

無計画な買い物、リストラ、生活苦、知人などの連帯保証人や名義貸し、ヤミ金融、融資保証金詐欺、押し貸しなど、借金の理由は様々です。最近はギャンブル依存症で借金を抱えるケースもあります。しかし、多重債務から抜け出す手段は必ずあります。弁護士等の法律専門家に相談することで、借金の取り立てがストップし、債務整理をすることで借金を重ねなくてもよくなります。消費者情報センターでは、多重債務の相談には、個別に状況をお聴きし、その内容を整理した上で、弁護士や司法書士にお繋ぎしています。一人で悩まず、問題が深刻になる前にご相談ください。

3 送りつけ商法（ネガティブ・オプション）

必要のない書籍や物品を消費者に無断で送りつけ、代金を支払わせようとする悪質商法の手口です。「商品を受け取ったのだから代金を支払わなければならない」という消費者心理につけ込んできます。家族が注文したものだと思いこんで代金を支払って代金引換郵便を受け取ったものの、心当たりのない商品だったため、後で連絡しようとしても住所がでたらめで連絡ができない等、代金引換郵便を悪用したトラブルも多いのが特徴です。

平成20年は特にカニの送りつけ商法が話題となりました。電話で「カニは好きか」と問われ、「ハイ」と答えると、いきなり商品が送られてくるケースです。

相談事例

- ・自宅に申し込んでもいない新聞が届くようになり、後日請求書が送られてきた。代金を支払わなければならないのか。
- ・息子宛に健康食品が宅配便で届き、受け取ったが、息子は注文していなかった。商品を返品したいがどうすればよいか。

アドバイス

購入の申込みをしていない以上、代金の支払いをする必要も、自ら商品を送り返す必要もありません。送られた商品は、届いた日から14日間保管すれば自由に処分できます（販売業者に商品の引き取りを請求した場合は、請求した日から7日間）。

なお、代金を支払うと購入の意思表示をしたとみなされ、返金を求めることが非常に難しくなります。代金引換郵便の場合、特に注意しましょう。

また、電話で勧誘され、あいまいな返事をしてしまったところ、商品が送られてくるパターンがあります。必要がないと思ったらキッパリと断るようにしましょう。

くらしのサポーターの皆さんへ

消費者問題に関することでお困りの方が周りにいらっしゃる場合は、通信の情報を伝えていただくとともに、センターへ相談をおつなぎください。

交流コーナー

くらしのサポーターのみなさんの質問や情報をお待ちしています。

くらしのサポーター研修会の日程について

(西部)

日時 平成21年1月30日(金) 午後1時から3時まで
場所 西部総合県民局 美馬庁舎 中会議室
美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73

(南部)

日時 平成21年2月5日(木) 午後1時から3時まで
場所 南部総合県民局 阿南庁舎 中会議室
阿南市富岡町あ王谷46

詳しいことは別途お知らせします。ふるってご参加くださいますようお願いいたします。

くらしのコラム

5円玉は1匁～1円玉は1グラム～

通貨は中国から伝わり、江戸時代の初期までは中国製で賄われた。商業の発達と共に不足し、日本の硬貨が製造される。中国の開元通宝を真似て作ったのが寛永通宝であり、大きさも重さも一緒だった。この重さを単位1銭と呼んだ。日本の銅銭を何時しか「1文」と呼び、銅銭1枚分の重さを「1文の目方」という意味で「文目＝もんめ」と呼ぶ。銭の字と意味が同じだった「泉」を使い出し、この字の略字の「匁」を記号として使うようになった。明治の度量衡の制定により3.75グラムを1匁と定め、銭から匁が公式の重さの単位になった。

なお、1円玉は、メートル法の基本の重さの1グラムである。
(石川英輔著『ニッポンのサイズ』参考)

くらしのサポーター 三原茂雄

くらしのサポーター担当者より

新年あけましておめでとうございます。昨年は、くらしのサポーターの皆様にはたいへんお世話になりありがとうございました。今年も消費者被害を未然に防いだり、その拡大を防止するために必要な情報をサポーターの皆様にはいち早く提供できるように頑張りますので、どうかよろしくお願いいたします。

また、新しくくらしのサポーターになってくれる方も募集中です。